

路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更

尼崎市総合政策局政策部都市政策課



『道路運送法』

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、

その六月前 (旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、

その三十日前) までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。



「旅客の利便を阻害しないと認められる場合」 とは・・・

『道路運送法施行規則』

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であって、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。)において協議が調った場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合



「旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合は・・・

『平成24年2月27日付 近運自一公示第12号 近畿運輸局長告示』

旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める範囲は、次の各号とする。

- (1) 高速路線バス(中略)を休止又は廃止する場合
- (2) 付替路線(中略)の開設に伴い路線を休止又は廃止する場合
- (3) 定期観光路線を休止又は廃止する場合
- (4) 路線の休止又は廃止について、地域公共交通会議(地域協議会の分科会として設置されたものに限る)において協議が整った場合
- (5) 休止後1年間を経過した路線を休止又は廃止する場合
- (6) 休止又は廃止する区間が、300メートル以内の路線である場合(中略)



